
「日本内視鏡外科学会」定款

第1章 総 則

第1条（名称）

本会は日本内視鏡外科学会 The Japan Society for Endoscopic Surgery（JSES）と称する。

第2条（事務所）

本会の事務局は、「〒162-0802 東京都新宿区改代町 26-1-B 03 有限責任中間法人学会支援機構」内に置く。

第2章 目的及び事業

第3条（目的）

本会は内視鏡外科手術に関する研究，教育およびその普及，発展に努め，会員相互の連絡，ならびに関連機関との連絡を図り，もって国民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

第4条（事業）

本会は，前条の目的を達成するため，次の事業を行う。

- （1）会員の学術集会，学術講演会等の開催ならびに教育に関する事業
- （2）機関誌及び論文図書等の刊行
- （3）内視鏡外科の技術認定制度に関する事業
- （4）内外の関係学術団体との連絡及び提携
- （5）内視鏡外科学に関する研究及び調査
- （6）国民に対する内視鏡外科診療に関する情報の提供
- （7）その他本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

第5条（種別）

本会の会員は，次の6種とする。

- （1）正会員

本会の目的に賛同する医師，医療従事者及び医学研究者とする。

- （2）学生会員

本会に参加を希望する学部生および修士課程の学生とする。

- （3）コメディカル会員

本会の目的に賛同する看護師，臨床工学技士，臨床検査技師および放射線技師等とする。

- （4）賛助会員

本会の事業を後援する個人又は団体とする。

- （5）特別会員

本会に対して特別に功労のあった正会員で65歳に達した者の中から，理事会及び総会の議を経て推薦された者とする。

(6) 名誉会員

原則として、会長を務めた者、又は理事、監事を6年以上務め、会務に尽力した者で65歳に達した者の中から、理事会及び総会の議を経て推薦された者とする。

第6条（入会）

1. 本会の正会員となろうとする者は、評議員、名誉会員又は特別会員の推薦により、当該年度の会費を添えて所定の入会申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。
2. 学生会員、コメディカル会員になろうとする者は、正会員の推薦により、当該年度の会費を添えて所定の入会申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

第7条（会費）

1. 正会員、学生会員、コメディカル会員および賛助会員は、別に理事会で定められる会費を納入しなければならない。
2. 評議員は、別に理事会で定められる会費を納入しなければならない。
3. 特別会員及び名誉会員は、会費を納めることを要しない。
4. 既納の会費は、いかなる事由があっても返還しない。

第8条（退会）

1. 会員が本会を退会しようとするときは、理由を付して理事会宛に退会届を提出しなければならない。
2. 会員が次の各号の一に該当するときは、退会したものとみなす。
 - (1) 成年被後見人、又は被保佐人となったとき
 - (2) 死亡したとき、又は失踪宣告を受けたとき
 - (3) 会費を2か年以上滞納したとき

第9条（除名）

1. 会員が次の各号の一に該当するときは、総会出席者の4分の3以上の賛成による総会の決議により、これを除名することができる。
 - (1) 本会の定款又は規則に違反したとき
 - (2) 本会の名誉を毀損し、又は本会の目的に反する行為をしたとき
2. 前項の規定により会員を除名する場合は、理事会の議により当該会員に除名の決議を行う旨を、本人に通知する。なお、総会において当該会員に弁明の機会を与えるが、本人の希望があれば総会の1週間前に文書での弁明を可とする。

第10条（会員資格の喪失に伴う権利及び義務）

1. 会員が第8条又は前条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、既に発生した未履行の義務は、これを免れることができない。
2. 本会は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費その他の拠出金品は返金しない。

第4章 役員、評議員、幹事、名誉理事長、名誉会長

第11条（役員）

1. 本会に、理事長1名、理事15名以上20名以内、監事2名以上4名以内をおく。
2. 会長及び副会長をそれぞれ1名おく。

第12条（役員の選任）

1. 理事長は、理事、監事、ならびに理事、監事経験者のなかから理事会の議を経て選任され、総会の承認をうける。
2. 理事及び監事は、評議員のなかから理事会の議を経て選任され、総会で承認をうける。
3. 理事及び監事は相互に兼ねることができない。
4. 会長及び副会長は、理事会の議を経て選任され、総会の承認をうける。

第13条（理事長の職務）

1. 理事長は、本会を代表し、本会の会務を統括する。
2. 理事長は、年1回以上理事会を招集し、その議長となる。
3. 理事長は、総会を招集する。

第14条（理事及び監事の職務）

1. 理事は、理事会を組織し、本定款に定める理事会の業務を分担して運営する。
2. 監事は、本会の業務及び財産に関し、次の各号に規定する職務を行う。
 - (1) 本会の財産の状況を監査すること
 - (2) 理事の業務執行の状況を監査すること
 - (3) 財産の状況又は業務の執行についての不正の事実を発見したときは、これを理事会及び総会に報告すること
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときには、理事会又は総会を招集すること
3. 監事は理事会に出席し、意見を述べることができる。ただし議決権は有しない。

第15条（会長、副会長の職務）

1. 会長は、その年度の学術集会を開催し、これにかかわる会務を統括する。
2. 会長は総会、会員集会の議長となる。
3. 副会長は、会長を補佐し、業務を処理し、会長に職務を行なえない事由がある時はその職務を代行する。
4. 会長、副会長は理事会に出席し、意見を述べることができる。ただし議決権は有しない。

第16条（役員の任期）

1. 理事長の任期は、選出された年の次会計年度の開始日から3年とし、2期までの再任は妨げない。ただし選出時に満70歳を越えてはならない。
2. 理事の任期は3年とし、再任は妨げない。
3. 監事の任期は3年とし、再任できない。
4. 理事及び監事の任期は、選出された年の次会計年度の開始日から任期に対応する年度の終了日までとする。
5. 会長および副会長の任期は、学術集会終了の翌日から次期学術集会の終了日までとし、再任はできない。
6. 副会長は、理事会議を経て総会の承認を得て、次期学術集会終了の翌日から次年度の会長となる。
7. 補欠によって選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
8. 任期中に評議員資格を喪失した役員はその資格を失うものとする。

第17条（役員の解任）

1. 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会の議を経て、総会の出席者の3分の2以上の賛成により、当該役員を解任することができる。
 - (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき

-
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき
2. 前項の規定により解任する場合は、当該役員にあらかじめ通知するとともに、解任の議決を行う前に、本人が希望すれば当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

第 18 条（評議員）

1. 評議員は正会員の中から選任し、その数は、正会員の約 10%とする。
2. 評議員は、総会において定められた規定により選任される。
3. 評議員の任期は 3 年とし、選出された年の次会計年度の開始日から任期に対応する年度の終了日までとする。
4. 評議員は再任を妨げないが、満 65 歳を過ぎたる者は再任されない。
5. 評議員は、定時総会を 3 回連続して欠席したとき、その資格を失う。

第 19 条（評議員の職務）

評議員は総会を組織し、この定款に定める職務を行う。

第 20 条（幹事）

1. 幹事は、会長、副会長により各 2 名選出される。理事会で承認を受ける。
2. 幹事は理事及び監事を兼ねることができない。
3. 幹事は、会長の指示を受けて、学術集会の運営に関する実務を分担する。
4. 幹事は理事会に出席し、意見を述べることができる。ただし議決権は有しない。
5. 幹事の任期は 2 年とする。

第 21 条（名誉理事長、名誉会長）

1. 名誉理事長となりうる者は、理事長経験者で理事会・総会の議を経て理事長が推薦した者とする。
2. 名誉会長となりうる者は、満 70 歳に達した会長経験者で、理事会・総会の議を経て理事長が推薦した者とする。

第 5 章 会 議

第 22 条（理事会の構成）

1. 理事会は理事長、理事、監事、会長、副会長及び幹事をもって構成される。
2. 監事、会長、副会長及び幹事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

第 23 条（理事会の権能）

理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会により議決した事項の執行に関すること
- (2) 総会に付議すべき事項を決定すること
- (3) その他の会務の執行に関する事項
- (4) その他理事長が必要と認めた事項

第 24 条（理事会の開催）

理事会は次の各号の一に該当する場合に開催する。

-
- (1) 理事長が必要と認めたとき
 - (2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき
 - (3) 第14条第2項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき

第25条（理事会の招集）

1. 理事会は、理事長が招集する。
2. 理事長は、前条第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から14日以内に理事会を招集しなければならない。この期間が経過しても理事会が招集されないときは、各理事又は監事が理事会を招集することができる。
3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

第26条（理事会の議長）

理事会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故のある場合は、理事の中から選出する。

第27条（理事会の定足数等）

1. 理事会は理事現在数の過半数の出席をもって成立する。
2. 理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第28条（理事会の書面表決等）

1. やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、他の理事を代理人として表決を委任することができる。
2. 前項の場合における前条の規定の適用については、その理事は出席したものとみなす。

第29条（理事会の議事録）

1. 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、評議員にその要旨を報告しなければならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 構成員の現在数
 - (3) 出席した構成員の数
 - (4) 議決事項
 - (5) 議事の経過及び決議事項の概要
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及び出席した構成員のうちからその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

第30条（総会の構成）

1. 総会は評議員をもって構成する。
2. 名誉理事長、名誉会長、名誉会員及び特別会員は、総会に出席して意見を述べることができる。

第31条（総会の種別）

総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

第 32 条（総会の権能）

総会は、本会の最高議決機関として、この定款に定めるもののほか、会務について理事長の諮問に応じて評議し、本会の運営に関する以下の事項を議決する。

- (1) 予算及び決算に関する事項
- (2) 定款の制定及び変更に関する事項
- (3) 役員の選任及び解任に関する事項
- (4) 総会において、審議することを議決した事項

第 33 条（総会の開催）

1. 定時総会は、毎年の学術集会時に開催する。
2. 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認めたとき
 - (2) 評議員現在数の 3 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき
 - (3) 第 14 条第 2 項第 4 号の規定により、監事から開催の請求があったとき

第 34 条（総会の招集）

1. 総会は、理事長が招集する。
2. 理事長は、前条第 2 項第 2 号又は第 3 号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。この期間が経過しても臨時総会が招集されないときは、各理事又は監事が臨時総会を招集することができる。
3. 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 10 日前までに、各評議員に通知しなければならない。ただし、緊急の必要がある場合は、理事長は、その判断で招集までの期間を短縮することができる。

第 35 条（総会の議長）

1. 定時総会の議長は会長とし、会長に事故ある場合は、あらかじめ定めた順により副会長又は他の理事がこれに当たる。ただし、第 33 条第 2 項の規定による臨時総会の議長は、総会において出席評議員の中から選出する。
2. 議長は議決権を持たない。

第 36 条（総会の定足数）

総会は、評議員現在数の過半数の出席（委任状による出席を含む）がなければ開会することができない。

第 37 条（総会の議決権の個数）

評議員は、総会において 1 人 1 個の議決権を有する。

第 38 条（総会の議決等）

総会の議決等は、第 27 条、第 28 条及び第 29 条の規定を準用する。この場合において、これらの条文中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「総会」及び「評議員」と読み替えるものとする。

第 39 条（会員集会）

1. 全会員を対象とする会員集会を、理事長が招集する。
2. 本集会は、定時総会開催時期にその開催地で開く。総会の議決事項を報告する、そして会員が意見表明できる場とする。

-
3. 議長は、会長がこれに当たる。

第6章 財産及び会計

第40条（財産の構成）

本学会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 事業に伴う収入
- (3) 財産から生じる収入
- (4) 寄附金品
- (5) その他の収入

第41条（財産の管理）

本学会の財産は、理事長が管理し、その管理方法は、理事会の議決による。

第42条（経費の支弁）

本学会の経費は、財産をもって支弁する。

第43条（事業計画及び収支予算）

本学会の事業計画書及びこれに伴う収支予算書は、理事長が作成し、理事会及び総会の承認を受けなければならない。

第44条（暫定予算）

1. 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。
2. 前項の収入支出は、あらたに成立した予算の収入支出とみなす。

第45条（事業報告及び収支決算）

本学会の事業報告及び収支決算は、毎会計年度終了後、理事長が事業報告書、収支決算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、理事会及び総会の議決、承認を受けなければならない。

第46条（特別会計）

1. 本学会は、事業の遂行上必要があるときは、理事会及び総会の議決、承認を得て、特別会計を設けることができる。
2. 前項の特別会計に係る経理は、一般の経理と区分して整理するものとする。

第47条（収支差益の処分）

本学会の収支決算に差益が生じた場合において、繰り越した差損があるときはその補填に充て、なお差益があるときは、その全部又は一部を翌会計年度に繰り越し、又は積み立てるものとする。

第48条（長期借入金）

本学会は借入をしようとするときは、理事会及び総会の議決、承認を得なければならない。

第 49 条（会計年度）

本学会の会計年度は、毎年、1 月 1 日から同年 12 月 31 日までとする。

第 7 章 委員会

第 50 条（設置等）

1. 本学会は、事業の円滑な遂行を図るため、理事会の議を経て委員会を設けることができる。
2. 委員会は、その目的とする事項について、調査し、研究し、又は審議する。
3. 委員会は、委員長と委員を持って構成される。
4. 委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事長が理事会の議決を得て、別に定める。

第 8 章 定款の変更及び解散

第 51 条（定款の変更）

この定款を変更するには、総会出席者の 4 分の 3 以上の賛成による総会の決議によらなければならない。

第 52 条（解散）

1. 本学会の解散は、理事会の議を経て、総会出席者の 4 分の 3 以上の賛成による総会の決議によらなければならない。
2. 本学会の解散に伴う残余財産は、基金の拠出者に拠出額を返還した後、前項に定める方法により、本学会の目的に類似の公益事業団体に寄付するものとする。

細 則

第 1 条（正会員）

1. 正会員は、本会の主催する学術集会において研究の成果を発表することができる。その際、共同研究者も本会会員でなければならない。
2. 正会員の会費は、年額 10,000 円とする。

第 2 条（学生会員）

1. 学生会員は、本会の主催する学術集会において研究の成果を発表することができる。その際、共同研究者も本会会員でなければならない。
2. 学生会員は、入会に際し学生証（写し）の提出を要し、また入会後も毎年 4 月末日までに学生証（写し）を提出すること。
3. 学生会員の会費は、年額 3,000 円とする。

第 3 条（コメディカル会員）

1. コメディカル会員は、本会の主催する学術集会において研究の成果を発表することができる。その際、共同研究者も本会会員でなければならない。
2. コメディカル会員は、入会に際しその身分を証明しうる書類（写し）の提出を要する。
3. コメディカル会員の会費は、年額 5,000 円とする。

第4条（評議員）

1. 評議員となる者は、次のすべての資格を有する者とする。
 - 1) 満 65 歳未満の正会員
 - 2) 評議員に応募する時点で連続 7 年以上の会員歴を有し、会費を完納している者。
 - 3) 所定の用紙に本会の目的に沿った研究実績を記入し、3 名の評議員（同一施設からの推薦人は 2 名までとする。ただし、他診療科であること）の推薦を添え提出した者。
2. 評議員の会費は、年額 15,000 円とする。

第5条（賛助会員）

賛助会員の会費は、年額 1 口 50,000 円、1 口以上とする。

第6条（委員会）

1. 委員長は理事の中から理事会で選任する。
2. 委員長は当該委員会の会務を統括する。
3. 委員は、委員長が推薦し理事会で承認を得る。
4. 委員の任期は 3 年とし、原則として 2 期までとする。
5. 委員の重複は可及的に避けるものとする。

第7条（細則変更）

本施行細則の変更は理事会及び総会の議を経て決定する。

第8条（定款の施行，変更）

1. 平成 17 年 12 月 7 日をもって本定款は施行される。
2. 平成 19 年 11 月 19 日をもって一部変更。